

設置形態による対比表

参考資料 2

	国の組織（独立性の強いもの）		政府関係法人		民間法人	
	内閣府の特別の機関 （現行制度）	三条機関 ※公正取引委員会を例に記載	独立行政法人	特殊法人・認可法人	公益法人	一般法人
設置・ 設立根拠	個別根拠法（日本学術会議法）	内閣府設置法又は国家行政組織法＋各個別法（公正取引委員会の場合は独占禁止法）	独立行政法人通則法＋各個別法	個別根拠法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 ※公益性の認定等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
業務運営	内閣総理大臣の所轄 日常の業務運営における大臣の関与は薄い	内閣総理大臣の所轄	主務大臣が示した中期目標に対応した中期計画に基づき業務運営	毎年度の予算・業務計画に基づき国の一般的指導監督を受けつつ業務運営	公益認定委員会等による報告徴収、立入検査の実施、行政庁による勧告・命令、認定の取消がある	原則、法人の自主的な運営が可能
財務	全額国費	全額国費	運営費交付金等の国費、民間からの寄付、事業収入等	国費、事業収入等	事業収入、寄付金収入等	事業収入等
任命権者	会員：内閣総理大臣 連携会員：会長	委員長、委員：内閣総理大臣 （国会同意人事）	法人の長、監事：主務大臣 他の役員、職員：法人の長	法人の長、監事：主務大臣 他の役員、職員：法人の長	国の任命権なし	国の任命権なし
身分	会員：特別職の国家公務員 連携会員：一般職の国家公務員	委員長、委員： 特別職の国家公務員	国家公務員又は非国家公務員	非国家公務員	非国家公務員	非国家公務員
論点ごとの比較						
中立性・ 独立性	制度上独立性は担保される。実質面でも日常の業務運営において政府の関与は薄い。ただし三条機関の場合は人事面で国会の関与がある。		制度上政府から独立した法人格を有する。主務大臣による長の任命をはじめ一定の関与がある。		政府から独立した法人であり、基本的には自律的な運営が可能。ただし、公益法人の場合は公益認定委員会等の一定の関与がある。	
提言等の 権限	政府への勧告等の権限が制度上付与されている。	—	政府への勧告、提言等の権限を付与されている例はなし。		政府への勧告、提言等の権限を付与されている例はなし。	
財政的安定性・柔軟性	安定的な財政基盤は確保される。寄付金収入、事業収入等による独自の収入確保は難しい。		国庫からの支援により一定の財政基盤は確保できる。寄付金収入、事業収入等による独自の収入確保も可能。		自律的な財政運営により活動資金を確保する必要あり。	
外国人の 参画	制度上外国人を正規メンバーとすることは困難。		職員が非国家公務員の場合は、外国人を正規メンバーとすることも可能。		外国人を正規メンバーとすることも可能。	